

鶏サルモネラ症（油性アジュバンド加）不活化ワクチン（案）

1. 概要

(1) 品目名：鶏サルモネラ症（油性アジュバンド加）不活化ワクチン

商品名：オイルボックス S E T

(2) 用途：鶏の腸管におけるサルモネラ・エンテリティディス(SE)及びサルモネラ・ティフィムリウム(ST)の定着軽減

本剤は、国内の食中毒患者より分離された *S. Enteritidis* 菌株 2 種、*S. Typhimurium* 菌株 1 種の培養液をホルムアルデヒドで不活化したものを主剤とし、アジュバンド等が添加された不活化ワクチンである。

(3) 有効成分：サルモネラ・エンテリティディス E-926 株

サルモネラ・エンテリティディス E-136 株

サルモネラ・ティフィムリウム T-023 株

(4) 適用方法及び用量

5 週齢以上の種鶏及び採卵鶏の頸部中央部の皮下に 1 羽あたり 0.5mL を注射する。

なお、使用上の注意事項として、採卵鶏又は種鶏を廃鶏として食鳥処理場に出す場合は、本剤は出荷前 44 週間は注射しないこととされている。

(5) 諸外国における使用状況

本製剤は、諸外国において、承認、使用されていないが、類似の製剤は、米国、英国等において承認、使用されている。

2. 残留試験結果

本製剤の鶏における皮下投与による安全性試験において、アジュバンド消長確認試験が行われている。

投与部位の剖検及び病理組織学的検査が、常用量群については、接種後 4, 12, 20, 28, 32, 36, 40, 44, 48, 52, 56 週後の各週に剖検し、投与部位の観察が行われた。3 倍用量群については 4, 48, 56 週後に同様の観察が行われた。観察は 4 週後は 10 羽、他は 5 羽を用いて実施された。

投与後 4 週後の剖検では、黄色顆粒状物が認められた。また、病理組織学的観察では軽度～重度の主に被験物質の残留と考えられる空胞が認められ、これを取り巻いて肉芽組織、繊維増生、リンパ球又は単核細胞を主体とする細胞浸潤が認められた。この変化は経時的に軽減し、常用量群では、黄色顆粒状物質については投与後 36 週後にごく軽度以下、44 週後には消失となっ

た。また、病理組織学的検査では、44 週後には肉芽組織、繊維増生は消失し、空胞、細胞浸潤は軽度以下となった。

3 . ADI の評価

食品安全基本法（平成 1 5 年法律第 4 8 号）第 2 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、平成 1 6 年 7 月 2 日付厚生労働省発食安第 0702002 号により、食品安全委員会あて意見を求めた鶏サルモネラ症（油性アジュバント加）不活化ワクチンに係る食品健康影響評価については、以下のとおり評価案が公表されている。

当ワクチンの主剤は SE 及び ST の培養液をホルムアルデヒドで不活化させたものである。SE 及び ST は共に食中毒菌であるが、発症には生菌の感染を要することから、生菌体を含まない主剤のヒトへの病原性は無視できると考えられる。

また、製剤に使用されているアジュバント等の添加剤については、いずれも国内もしくは国外において医薬品や食品添加物としての使用実績があり、既存の毒性評価とワクチンの接種量を考慮すると、含有成分の摂取による健康影響は無視できると考えられる。

接種部位の局所反応については、接種 44 週後には、剖検で黄色顆粒状物質が消失、病理組織学的検査で、肉芽組織、繊維増生が消失、空胞、細胞浸潤が軽度以下となった。

このことから、当生物学的製剤が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

4 . 残留基準の設定

食品安全委員会における評価結果を踏まえ、残留基準を設定しないこととする。